

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、平成21年4月8日付けで、「岐阜南警察署長が保管する文書で、平成21年2月11日から同年3月30日までの新聞記事抹消記録（留置場内）」を内容とする行政文書開示請求書を実施機関に提出したが、請求の書式に不備があったため、実施機関は審査請求人に補正を求めた。

審査請求人は、補正に応じ、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成21年4月13日付けで、実施機関に対し、「岐阜南警察署が留置場で保管する被留置者が見られないように抹消した平成21年2月11日から同年3月30日までの新聞記事が分かる文書」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、実施機関が保有する公文書を検索した結果、対象となる公文書が存在しなかったため、平成21年4月22日付け留管第410号により、「請求にかかる文書を保管していないため。」との理由を付して、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成21年4月27日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、「岐阜南警察署の留置担当官並びに係長はそれぞれ『新聞記事の切り抜きは保管してある』旨の回答を行っており、対象公文書は同署に保管されているはずである。」というものであり、その他審査請求人から意見書等の提出はされていない。

第 4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

岐阜南警察署留置施設では、被留置者に主要な時事の報道に接する機会を与えるため、朝夕1紙を選定し被留置者に回覧させているが、被留置者の逃亡及び罪証隠滅の防止、

留置施設内の規律及び秩序の維持のため、必要と認める場合には、新聞の一部を切り抜き、回覧させている。

そして、どの部分を切り抜いたかについては、「新聞の削除・抹消状況記録簿」として、上部に決裁枠が設けられたA4紙に切り抜いた新聞記事を貼付し、岐阜南警察署長までの決裁を受けている。

実施機関は、審査請求人からの請求の趣旨を勘案して、新聞の削除・抹消状況記録簿のうち平成21年2月11日から同年3月30日の新聞記事に関するもの（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 文書の不存在について

新聞の削除・抹消状況記録簿は、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号。以下「訓令」という。）による保存期間1年未満の「随時発生し、短期に廃止する1年以上の保存を要しないもの」に分類されるもので、決裁終了後、一時的には保管されるものの、随時廃棄されている。

具体的な廃棄日については、記録等がなされているものではないため詳細は不明であるが、慣行として決裁完了後、3日程度で廃棄されている。

本件対象公文書についても請求がなされた時点では、すでに廃棄済であったため、公開の対象となる公文書の不存在を理由として本件処分を行ったものである。

(2) 審査請求人の主張について

実施機関は、審査請求人の主張について、岐阜南警察署留置施設勤務員に聴き取りを行った結果、「切り抜きはある」と実際に回答したことを確認したが、その意味は、「質問を受けた時点での切り抜いた記事について」であり、審査請求人が本件請求で対象とした平成21年2月11日から同年3月30日分ではないことを確認した。

また、併せて審査請求人の質問は具体的に期間を特定してなされたものではなかったことを確認した。

よって、本件請求がなされた時点では、本件対象公文書は廃棄済であったのであるから、審査請求人の「当該公文書は保管されている筈である。」旨の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、新聞の削除・抹消状況記録簿のうち平成21年2月11日から同年3月30日の新聞記事に関するものである。

2 本件処分に係る具体的な判断について

本件対象公文書について、実施機関は不存在を理由とする非公開決定を行っているの
で、以下、不存在の妥当性について検討する。

(1) 条例第2条第2項について

条例第2条第2項は、条例に基づく公開請求の対象となる公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としており、廃棄等により実施機関が保有していない文書については

公開対象としていないものである。

(2) 実施機関の決定の妥当性について

実施機関は、本件処分の理由について、「本件対象公文書を廃棄したことに伴う不
存在」を理由としており、その根拠として、対象公文書の取扱いを定めた訓令を挙げ
ている。

この点、当審査会で訓令を確認したところ、文書の保存期間については、訓令第35
条関係別表第5で「1年未満」の文書の項が設けられており、対象となる行政文書の
区分として、「随時発生し、短期に廃止する1年以上の保存を要しないもの」が定め
られており、文書の廃棄については、訓令第38条第1項で「副文書管理者は、保存文
書の保存期間が経過したときは、保存期間の延長が必要な場合を除き、速やかに当該
文書を廃棄しなければならない。」と定められていることが認められた。

これらのことから、実施機関が主張するように本件対象公文書について、本件請求
時点である平成21年4月8日時点で廃棄されていたとしても、特段不合理な点は認め
られない。

一方、審査請求人は、「岐阜南警察署の留置担当官並びに係長はそれぞれ『新聞記
事の切り抜きは保管してある』旨の回答を行っており、対象公文書は同署に保管され
ているはずである。」と主張するが、この点についても実施機関は、実際に審査請求
人に回答を行った岐阜南警察署留置施設勤務員に聴き取りを行った結果から、審査請
求人の主張は失当である旨述べており、この点についても実施機関の主張に特段不
合理な点は認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 公文書の取扱いについて

本件処分に係る判断については以上のとおりであるが、一方、本件を審査する過程に
おいて、保存期間1年未満に分類される公文書の廃棄に関して、具体的な廃棄時期につ
いては各警察署の運用に委ねられており、本件で公開が請求された「新聞の削除・抹消
状況記録簿」の保管期間（決裁完了から廃棄までの期間）には各警察署間で3日から半
年程度の差異が生じていることが確認された。

公文書公開制度は、公文書の管理が適切に行われていることが前提条件であるので、
上記運用の差異については、統一的な運用を図るよう検討されたい。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成21年5月12日	・ 諮問を受けた。
平成21年6月3日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成21年6月9日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成21年8月19日 (第86回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成21年11月11日 (第87回審査会)	・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成22年1月27日 (第88回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)